

## 労働保険関係各種証明書交付依頼に係る注意事項

埼玉労働局労働保険徴収課では事業主からの依頼により、以下の証明書を交付しています。

原則として郵送により受付・交付していますので、余裕をもって、証明願いをご提出ください。なお、至急必要とされる場合に限り、来局による依頼をお受けいたしますので、事前に当課までご連絡をお願いします。

また、システムの停止などにより、即日交付できない場合があることをご承知おきください。

### 【証明書類】

- ① 労災保険加入証明願（別紙様式 1）  
→保険料を国に納めたか否かは関係なく、加入していることだけを証明。
- ② 労働保険料・一般拠出金納付済証明書（別紙様式 3）  
→指定された年度の保険料等（額の記載はなし）に未納がないことの証明。
- ③ 労働保険料・一般拠出金納付済額証明書（別紙様式 4）  
→国に納めるべき保険料額、実際に納めた保険料額、未納の保険料額など、金額についての証明。
- ④ 労働保険料等納付証明書（特定技能外国人関係申請用）  
→特定技能外国人関係申請に添付用

### 【提出するもの】

- ① 各証明書
- ② 返信用封筒（返信先を記入した返信用封筒【**切手貼付**】を同封してください。）
- ③ 領収証書の写し（様式 3、4、「労働保険料等納付証明書 特定技能外国人関係申請用」を依頼される場合で、**2週間以内に保険料等を納付された場合のみ**添付してください。）

### 【留意事項】

- ① 「11」から始まる労働保険番号が対象です。
- ② 基本的に、当課ではご提出いただいた証明書に証明印を押印するのみですので、それ以外は事業主が全て記入してください。
- ③ 上記【証明書類】①、④が複数枚必要→必要枚数分を作成、提出してください。
- ④ 上記【証明書類】②、③が複数枚必要→別紙様式 2 に必要部数を記入してください。
- ⑤ 上記【証明書類】③に記入すべき保険料額等が不明→当課に電話で確認の上、記入してください。

- ⑥ 来局される場合に持参していただくもの  
→(i) 社員証又は健康保険証(事業所の方であることが確認できるもの)。  
(ii) 運転免許証、マイナンバーカード等(本人確認書類。顔写真付きのもの。)
- ⑦ 代理人申請(郵送の場合を含む)の場合  
→(i) 委任状(事業主の代表者印の押印をお願いします。)  
(ii) 代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等。マイナンバーカードの写しを郵送される場合は、裏面個人番号部分のご提出は不要です。)

### 【提出先・問い合わせ先】

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F

埼玉労働局 総務部 労働保険徴収課 徴収第一係 または 労働保険事務組合係

TEL: 048-600-6203